

議員提出議案第 5 号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 25 日提出

提出者	大和市議会議員	堀 口	香 奈
賛成者	同	吉 澤	弘
同	同	木 村	賢 一
同	同	布 瀬	恵
同	同	石 田	裕
同	同	北 島	康 平

大和市議会議長 殿

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

広島・長崎への原子爆弾の投下から 81 年が経過する中、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきた。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境が一層厳しさを増す中、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

よって当市議会は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める。

議員提出議案第 6 号

大和市議会会議規則の一部を改正する規則について

大和市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 5 日提出

提出者	大和市議会議員	布 瀬	恵
賛成者	同	福 本	隆 史
同	同	吉 澤	弘
同	同	木 村	賢 一
同	同	堀 口	香 奈
同	同	石 田	裕
同	同	北 島	康 平
同	同	星 野	翔

大和市議会議長 殿

提案理由

この規則を提出したのは、委員外議員制度の適正な運用及び議会運営委員会の効率的な運営を図るため、所要の改正を行いたい必要による。

大和市議会会議規則の一部を改正する規則

大和市議会会議規則（昭和４２年大和市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「―」に改める。

第２０条第１項中「及び」を「、及び」に改める。

第２２条及び第２５条第２項中「又は議員」を「、又は議員」に改める。

第４２条中「又は」を「、又は」に改める。

第４４条の見出し中「及び」を「、」に改める。

第５９条第２項中「又は特に」を「、又は特に」に改める。

第７９条第１項中「及び学識経験者等」を「、学識経験者等」に、「及びその他の」を「その他の」に改める。

第１０４条第１項中「及び」を「、」に改め、同条第２項を削る。

第１０５条及び第１０８条の見出し中「及び」を「、」に改める。

第１１６条第１項中「(以下この条において「委員外議員」という。)」を削り、「対し、」の次に「委員外議員として」を加え、同条第２項中「委員外議員から」を「委員でない議員から委員外議員としての」に改め、「許否」の次に「及び許可する場合はその範囲」を加え、同条に次の１項を加える。

３ 第１１３条の規定は、前２項の規定により委員外議員となった議員について準用する。

第１２１条第２項中「又は特に」を「、又は特に」に改める。

第１３０条第２項中「又は委員長」を「、又は委員長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。